

りそな銀行アジアニュース

平成25年8月16日 りそな銀行 国際事業部

【香港駐在員事務所/華南】

中国におけるクロスボーダー人民元業務手続きの簡略化及び関連政策の改定について

2013年7月5日、中国人民銀行は「クロスボーダー人民元業務手続きの簡略化及び関連政策の改定についての通知」を公布し、同日付けで施行しました。

当通知の中では、経常項目下のクロスボーダー人民元決済業務手続きが簡略化されたほか、中国本土の非金融機関による中国本土外への人民元建て貸付及び中国本土外での人民元建て債券の発行等の業務についても明文化されており、クロスボーダー人民元決済業務の効率性・利便性を一層高めることが目的とされています。

◎ 「クロスボーダー人民元業務の簡略化及び関連政策の改定についての通知」の概要について

項目	内容
経常項目下のクロスボーダー人民元決 済に関する業務簡略化について	 ・ 企業はエビデンス或いは「クロスボーダー人民元決済受取/支払説明」を中国本土の銀行に提出することで、クロスボーダー人民元の直接決済を行うことが可能。 ・ 中国人民銀行やその他政府部門等の「輸出貿易人民元決済企業重点管理先リスト」に掲載されている企業は、中国本土の銀行により厳格な業務の審査が課される。
中国本土の非金融機関による中国本土外向けの人民元建て貸付業務について	 ・ 中国本土の非金融機関は中国本土の銀行に対して、中国本土外向けの人民元建て貸付業務を申請できるものとする。持分関係或いは同一親会社を有する関連企業グループ中の地域本部或いは投資管理機能を持つ中国本土の非金融機関は、人民元プール方式での中国本土外向け貸付業務を申請することができる。 ・ 金利・期間・資金使途については商業原則に基づく合理的な範囲内で双方による設定が可能。 ・ 中国本土の非金融機関が中国本土外向け人民元建て貸付業務を行う場合には、中国本土の銀行で専用の人民元預金を開設し、貸付の実行及び返済は当該口座を経由させなければならない。
中国本土の非金融機関による中国本土 外での人民元建て債券発行業務につい て	 中国本土の非金融機関は中国本土の銀行に人民元専用預金口座を開設し、中国人民銀行の承認を得た上で中国本土外から払い込まれる債券発行による調達資金を預け入れることが可能。 当該口座の預金利率は中国人民銀行が公表する普通預金の利率が適用される。 なお、当該調達資金の使途は、債券募集説明書に記載される範囲内に限定され、それ以外の用途に流用してはならない。
中国本土の非金融機関による対外人民 元担保の提供について	 ・ 中国本土の非金融機関は関連法規に基づき、対外人民元担保を提供することが可能。 ・ 中国本土の銀行が担保履行する際は、審査をした上で企業の人民元決済を取り扱うことができる。 ・ また履行資金については、中国本土の非金融機関が中国本土外で保有する人民元資金を利用することも可能。

【出所:中国人民銀行 HP】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-2723

(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された 内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に 関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 *禁無断転載